

# 定 款

東武鐵道株式会社

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、東武鉄道株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鉄道、軌道および索道による一般運輸事業
- (2) 自動車運送事業
- (3) 不動産の売買、賃貸借ならびにその仲介、鑑定および管理の事業
- (4) 情報提供・処理サービス業、電気通信事業および有線放送事業
- (5) 娯楽、スポーツおよび教育機関の経営ならびに旅館業、飲食業、物品販売業、旅行業および広告業その他のサービス事業
- (6) 土木・建築・造園・電気工事の設計・施工請負事業
- (7) 発電および電気の供給事業
- (8) 前各号に附帯または関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本社を東京都墨田区に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数、単元株式数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、4 億株とする。

2 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(新株予約権無償割当て)

第12条 本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

### 第3章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第13条 本会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第14条 取締役は、株主総会でこれを選任する。

2 前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第16条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第18条 本社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 本社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(取締役会招集の通知)

第19条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日から3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第20条 本社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第21条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(相談役の委嘱)

第22条 取締役会の決議により相談役を置くことができる。

#### 第4章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第23条 本社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第24条 監査役は、株主総会でこれを選任する。

2 前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要するものとする。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役会は、その決議をもって常勤監査役若干名を選定する。

(監査役の報酬等)

第27条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第28条 本社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 本社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締

結することができる。

(監査役会招集の通知)

第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日から3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第30条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

## 第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会でこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第33条 本会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 株主総会

(総会開催の時期)

第34条 定時株主総会は、毎年6月にこれを開き、臨時株主総会は、随時これを開く。

(定時株主総会の基準日)

第35条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(総会の議長)

第36条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長さしつかえあるときは、他の取締役がこれに代り、取締役すべてさしつかえあるときは、出席株主中よりこれを選挙する。

(決議の方法)

第37条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決める。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決める。

(議決権の代理行使)

第38条 株主は、議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、委任状で代理権を証明しなければならない。

(電子提供措置等)

第39条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につ

いて、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 0 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 1 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 4 2 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。

2 0 2 2 . 6 . 2 3 改正